

令和5年度住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

※1世帯1回限り。今年度すでに受給した世帯、手続き済みの世帯は対象外です。

給付金の支給時期

狛江市が確認書・申請書を受取した日の翌月15日頃 ※書類に不備がない場合
(9月～10月受取分：令和5年11月15日予定)

今回の支給対象となる方

- 世帯全員の令和5年度住民税が**均等割のみ課税（所得割は非課税）**または均等割非課税である世帯の世帯主（令和5年度中に同様の給付金を受給した世帯を除く）
- 令和5年6月1日時点で狛江市の住民基本台帳に登録されている方

給付金の支給手続き

狛江市から「支給について(お知らせ)」が届いた方

「令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と同じ口座に振り込みますので、**申請は不要**です（11月15日頃に振込み予定）。

※給付金を受け取りたくない方、振込口座を変更したい方のみ、届出が必要です。必要書類（届出書）を、**令和5年10月20日(金)(必着)までに提出**してください。

狛江市から「確認書」が届いた方

内容を確認し、必要事項を記入の上、**令和5年12月15日(金)(必着)までに返送**してください。

- 確認書の表面に記載されている振込先口座情報を確認
(すべて***の方・口座変更の方は②～⑤、口座変更のない方は④～⑤へ)
- 確認書の裏面に、給付金の振込先（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義）を記入
- 通帳・キャッシュカード等のコピーと、世帯主の本人確認書類のコピーを添付
- 住民税所得割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことを確認
- 未申告の方に、所得割課税相当の所得がないことを確認



世帯員の中に令和5年1月2日以降に狛江市に転入してきた方がいる場合

令和5年12月15日(金)(必着)までに「申請書」の提出が必要です。

「申請書」は①市ホームページからダウンロードする②コールセンターに連絡し郵送で取り寄せる③市役所5階窓口で受け取るの3つの方法があります。※転入してきた方の令和5年度課税（非課税）証明書が必要です。令和5年1月1日時点で住民登録をしていた自治体から取得してください。

お問い合わせ

「令和5年度住民税非課税世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎ **0570-03-1578**

FAX 03-3480-1133（狛江市役所5階）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日を除く）

狛江市福祉相談課